

## 社会福祉法人福島愛育園 役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福島愛育園定款第9条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

### (業務及び報酬額)

第2条 社会福祉法人福島愛育園の役員のうち、法人の業務を行う理事長に対して月次報酬を支給する。

2 月次報酬の額は、別表1に定めるとおりとする。

### (委任)

第3条 この規程に定めるもののほか、役員報酬に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成26年5月26日から施行し、平成26年4月1日から適用する。